

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 8 日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25350379

研究課題名(和文) 優生学運動における市民規範 - アメリカの断種政策を中心に -

研究課題名(英文) Eugenics Movement and Civil Rights: Sterilization Policy in the United States

研究代表者

小野 直子 (Ono, Naoko)

富山大学・人文学部・教授

研究者番号：00303199

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、アメリカ合衆国における優生学運動と断種政策の歴史を検証した。どのような人々がどのような根拠に基づいて誰によって生殖に「不適」と見なされるようになったのか、それは歴史的にどのように変化してきたのかを、その時々政治的・経済的・社会的状況及び医療技術の発達に位置付けて検討した。そして、福祉の拡大が政府による市民の身体への介入を増加させること、生殖に適した市民とそうでない市民の境界線はその時々社会的状況によって変化してきたが、その根底にある生殖の適性という思想は失われていないことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： This study explores the history of eugenics and sterilization policy in the United States. It focuses on who were deemed to be "unfit" citizens for reproduction and why?: who decided it?: how changed those who were deemed to be "unfit" citizens for reproduction as the political, economic, and social conditions changed and the medical technology developed? As a result, the study makes it clear that the expansion of welfare has promoted the government's interference in the bodies of citizens, and that although the boundary of those who are "fit" for reproduction and those who are not has changed historically, the notion of reproductive fitness remains.

研究分野：アメリカ史

キーワード：アメリカ 優生学 断種 福祉

1. 研究開始当初の背景

近代国家は、「国民」の量と質を管理するため、「国民」の身体、セクシュアリティ、生殖へ介入してきた。同時に、人種の退化をもたらすと思われる「不適者」を「科学」の力で可視化することが試みられ、その組織的排除が目指された。こうした動きは、19世紀末から20世紀初頭にかけて優生学が各国の政策に大きな影響を与えることで、さらに加速した。「優生学」とは、1883年にイギリスの科学者フランシス・ゴルトンが作った言葉で、彼がその言葉で意味したのは、「生存により値する人種または血統に対し、劣等な人種あるいは血統よりも、より速やかに繁殖する機会を与えることによって」、人類を改善する「科学」であった。人種の改良という優生的発想が古くからあることは周知の通りであるが、20世紀転換期に「優生学」という名称の下にいくつかの知や技術が縫い合わされ実践に向けて組織されるに至った。

優生学運動は19世紀末から20世紀初頭にかけて、英米からヨーロッパ諸国、南アメリカ諸国、そして日本を含むアジア諸国にも拡大した。優生学運動は、「不適者」に対する優生学的措置として、移民制限、婚姻制限、生殖制限が実践される道を開いた。そこで本研究では、「不適者」排除を試みた政策の中でも特に断種政策に焦点を当て、社会において「不適者」と定義された人々を排除するメカニズムについて明らかにしたいと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、近代国民国家形成期において浸透していった市民としての規範を、「身体」という観点から検証することである。具体的には、理論と実践のいずれの次元においても優生学が最も普及した典型であるアメリカ合衆国における断種政策に注目し、国民の「退化」をもたらすと考えられた社会的「不適者」を排除するメカニズムについて検

討する。

19世紀末から20世紀初頭のアメリカは、国外における帝国主義的膨張、国内における人種差別、新移民の急増による移民排斥運動の高まり、白人中産階級の出生率の低下や女性運動による近代家族規範の崩壊に対する危機感など、政治的・経済的・社会的変化の最中にあった。その中で、誰が次世代の国家を担う「国民」の再生産を担うべきなのかという問題が、非常な重要性を帯びようになってきた。そして犯罪者、移民、障害者、てんかん患者、感染症患者、性的逸脱者、売春婦、アルコールや薬物の中毒者、貧困者などの、「国民」の退化をもたらす社会的「不適者」の組織的排除が目指された。

そのような「不適者」を排除するための政策として実施されたのが、移民制限、婚姻制限、生殖制限などであり、生殖制限の方法としては隔離や断種が実施された。本研究では、その中でも特に断種政策に焦点を当て、優生学的措置の対象者の社会的地位の変化や、科学と専門家の社会における役割について考察することを目的としている。

3. 研究の方法

優生学運動の主な目標は、遺伝に関する科学的知識を社会政策に生かすことによって、国民の「退化」を防ぐことであった。そのため、一方で遺伝形質優れていると思われる血統の人々の増加を奨励し、他方で遺伝形質が劣っていると思われる社会的「不適者」を排除することが目指された。

そこで第一に、19世紀末から20世紀初頭にかけて、誰のいかなる心身の特性が、いかなる理由により社会的に「不適」と見なされるようになったのかを検討する。19世紀後半から実施されるようになった家系調査や統計調査の結果から、特定の家系において社会的「不適者」が多く発生しており、しかもその数は一般の人々よりも速い速度で増加しているこ

とが、社会事業や福祉に関心のある人々の間で問題視されるようになった。そこで社会事業や福祉の関係者、また慈善施設、刑務所、矯正施設、精神病院、障害者教育施設などさまざまな施設の関係者の間で行われた議論から、この時期に「不適者」の存在とそれへの対処が社会問題となった過程を明らかにする。

第二に、20世紀初頭にアメリカで断種法が制定された背景について明らかにする。断種法が制定される以前から、懲罰的・治療的理由でいくつかの収容施設では収容者に対する去勢が実施されていた。しかし優生学の台頭と共にそこに社会的理由が付与され、優生主義者によって優生学的断種法の制定が推進されるようになった。施設関係者や優生主義者はどのような根拠に基づいてどのような人々を断種することを目指したのか、施設関係者や優生主義者の間で行われた議論から明らかにする。

第三に、その結果として制定された断種法の内容について検討する。1907年にインディアナ州で世界初の優生学的断種法が制定されて以来、いくつかの州で断種法が制定されたが、断種対象者、選別方法と法的手続き、断種方法、実施期間などは州によって異なっていた。そこで各州においてどのような断種法が制定され、それがどのような変遷をたどったのか、そして実際にどの程度適用されたのかを検討することにより、社会的「不適者」とその処遇の多様性を明らかにし、その社会的意義を考察する。

第四に、優生思想が人々に受容される過程について明らかにする。優生主義者は、一般の市民に対する優生教育の必要性を認識し、さまざまな手段で優生学的知識を普及させようとした。第一次世界大戦後、遺伝学、人類学、心理学、精神医学などの発達により、科学者の間では優生学の信憑性が失われていったが、優生思想自体は大衆文化に浸透していった。そこで、優生主義者の一般大衆向けの

啓蒙書や展示会などを分析することにより、優生主義者がどのような人々に対して、どのような思想を吹き込もうとしていたのかを明らかにする。また、人々の間で優生思想がどのように受容されていたのかについても考察する。

第五に、第二次世界大戦後の優生断種の変容について明らかにする。1940年代後半までに多くの州では強制断種は実施されなくなっていたが、第二次世界大戦後も優生主義者の生殖の「適性」に対する関心は消滅せず、一部の州では断種プログラムが拡張した。しかし、第二次世界大戦後断種の主対象は、20世紀初頭の精神患者や精神薄弱者（知的障害者の古称）などから、福祉に依存する貧困者、特に政府の援助を得る資格を新たに得た非白人のシングルマザーに変化したことが指摘されている。そこで、福祉制度の改革によって社会的「不適者」の定義がどのように変化したのか、その論理的根拠は何かを、優生主義者や医師、科学者、法律家などの言説を分析することにより検討する。

4. 研究成果

20世紀に入って、優生学は英米の知識階級に急速に受け入れられた。優生学運動においては女性が果たした役割が大きかったが、その理由は、優生学そのものが子孫の健康と形質をテーマにしており、当時の生物学と中産階級の規範からすると、出産と育児は当然女性が担うべき仕事だったからである。従って優生学運動は必然的に女性が社会的に活動する道を開き、それまで無縁であった科学の世界に、研究者としてではなくとも社会活動家として参加するきっかけになった。本研究では、具体的に女性が優生学運動にどのように関わったのかを明らかにした。

優生主義者たちは、一般大衆に優生学的思想を植え付けなければならないとの認識で一致していた。優生学団体は各地で講演会を開

催し、優生学のパンフレットや教材を作成して学校や図書館、各種のクラブ組織に配布した。優生学団体の活動には、地方自治体や州のフェアにおける健康に関する展示や催し物も含まれていたが、こうしたフェアの中で人気があったもののひとつが優良家族コンテストであった。本研究では、優良家族コンテストや展示会などを分析して、優生思想が一般大衆に浸透していく過程を明らかにした。

1907年にインディアナ州がアメリカで初めて強制断種を認める法律を制定すると、他の州もそれに倣い、1907年から17年にかけて断種法は15以上の州で制定された。本研究では、各州で制定された断種法の内容と、優生主義者によって作成された模範断種法について詳細に分析した。各州で制定された断種法には優生学的目的と懲罰的目的が混在しており、法の適正手続きに欠けているものもあった。そこで断種支持者は各州の断種法の結果を調査し、裁判所判決、法学者の意見を慎重に検討し、模範断種法を作成した。それは、以後各州において断種法が提案される際のガイド的な役割を果たすことになった。

各州の断種法ではさまざまな人々がその対象となっていたが、実際に法の適用の主対象となったのは精神薄弱者であった。そこで本研究では、精神薄弱者が断種の主対象となった背景を明らかにした。精神薄弱者は、貧困、犯罪、売春、婚外子出産などの社会問題の原因と見なされ、社会にとって「重荷」や「脅威」と呼ばれるようになった。さらに精神薄弱者の生殖力にも、人々の注意が向けられた。彼らは同種を、しかも一般の人々よりも多く再生産すると考えられていたからである。1910年代には、知的状態を判断する方法として知能検査が利用されるようになった。知能検査は、当時の人種的及び階級的偏見にかなりのところまで影響を受けていたが、一見中立的な科学の言葉で語られる生物学的な知能理論は、説得力があるように思われた。

1927年に連邦最高裁判所によってヴァージニア州断種法が合憲と判断された結果、1920年代の終わりには断種法は24州で制定された。1920年代から遺伝学、人類学、心理学などの研究が優生学の根拠を切り崩していったが、1940年代まで優生政策は直接問題にされなかった。1930年代に世界を襲った大恐慌のあおりを受けて、断種推進運動は優生主義者の範囲をはるかに超える支持を各方面から集めた。しかし、第二次世界大戦が始まると優生断種に対する関心は減り始めた。アメリカは大恐慌から立ち直り、戦時生産は雇用を増加させ、福祉経費は急激に減少した。そして戦時中のナチス・ドイツの断種の乱用のニュースが、その評判を傷つけた。

とはいえ、優生思想そのものが完全に姿を消したわけでは決してなかった。1950年代末から60年代に起こった公民権運動や福祉政策の拡大に伴って、断種対象者が変化した。それは、人々の念頭にある生活保護受給者のイメージの変化と、福祉に関する法律や経費を見直そうとする努力に由来していた。いくつかの州では、可決されることはなかったが、生活保護を受給していて婚外子を出産した母親に狙いを定めた懲罰的な目的のための断種法の制定が試みられた。

しかしながらこの時期、断種のインフォームド・コンセントの問題が、自己決定の原理に立つ生命倫理にとっても重要な問題になってきた。本研究では、強制断種が全国的な問題となった事件とその背景、そしてその結果連邦断種ガイドラインが作成されるに至った経緯及びその問題点について明らかにした。1960年代から70年代にかけて、生殖の権利に対する態度が変化し、医療におけるインフォームド・コンセントも定着してきた。連邦家族計画プログラムで貧困者の中絶・断種手術の利用可能性は高まったが、そこでは生活保護受給の前提として断種手術に同意させるなど、望まないサービスの利用を強制

されることが起こった。インフォームド・コンセントは確かに一般に患者の権利を保護し、1970年代には目に余る強制断種を減らしたが、他方で特定の患者に特定の「選択」を強制することがあるという事実を覆い隠す危険性をもたらしていることを指摘した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

Naoko Ono, "Women and Eugenics in the United States," *BUNKA: Tuebingen East Asian Studies* 25 (Osamu Hattori, ed., *The Social History of 'Manuals' for the Body and Environment: Tools for Education or a Means of Social Control?*) (2017): 179-201 (査読無)

小野直子「革新主義期アメリカにおける精神医学と移民制限」『富山大学人文学部紀要』第64号、2016年2月、137-152頁 (査読無)

小野直子「近代科学の台頭と人間の分類 - 20世紀初頭アメリカにおける『精神薄弱者問題』 - 」『富山大学人文学部紀要』第62号、2015年2月、163-186頁 (査読無)

[学会発表](計4件)

Naoko Ono, "Sterilization and Social Justice in Public Welfare," The 51st Annual Meeting of the Japanese Association for American Studies, Waseda University, Tokyo, JAPAN, June 2017

小野直子「戦間期アメリカ合衆国における優生学と大衆文化」歴史学研究会大会、明治大学、2016年5月

小野直子「知的障害をめぐるポリティクス - 革新主義期における福祉と科学的管

理 - 」アメリカ医療史研究会主催シンポジウム「20世紀初頭アメリカ合衆国における医療と看護をめぐるポリティクス」、青山学院大学、2015年10月

小野直子「20世紀転換期の精神医療」日本アメリカ史学会第12回年次大会、北海道大学、2015年9月

[図書](計2件)

(共編著)平体由美・小野直子編『医療化するアメリカ - 身体管理の20世紀 - 』彩流社、2017年3月(第1章「知的障害をめぐるポリティクス - 『精神薄弱者問題』と移民制限 - 」19-50頁、「アメリカ医学史解説」215-240頁執筆)

(共著)服部伸編『「マニュアル」の社会史 - 身体・環境・技術 - 』人文書院、2014年2月(「より良き市民になるために - 20世紀初頭アメリカ合衆国における優生学と女性 - 」161-183頁執筆)

[その他]

(大会報告) 小野直子「戦間期アメリカ合衆国における優生学と大衆文化」『歴史学研究』第950号、2016年10月、94-102頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

小野 直子 (ONO, Naoko)

富山大学・人文学部・教授

研究者番号：00303199